

燕市の素案の構成	【新潟市】	【上越市】	【新発田市】	【柏崎市】	【妙高市】
<b>第1節 市民</b>					
(市民の権利) 第5条  (市民の役割) 第6条	(市民の権利及び責務) 第6条 市民は、市民自治の担い手として、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、政策の形成、執行及び評価の過程に参画することができます。 2 市民は、自らの責任及び役割に基づき公共の福祉に反することなく、かつ、次世代への影響に配慮して自主的な活動を行うとともに、その意思に基づき参画を通して市民自治の確立に取り組むものとします。 3 市民は、参画及び協働に当たっては、総合的な見地から発言及び行動をし、かつ、それらに対し責任を持たなければなりません。	(市民の権利) 第5条 市民は、自治の主体として、地方自治法に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有し、これを行行使することができる。 2 市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行行使することができる。 (1) 市政運営に関する情報を知る権利 (2) 市民参画をする権利 (3) 協働をする権利 3 市民は、市が提供するサービスを楽しむことができる。 (市民の責務) 第6条 市民は、自治の主体として、市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めるように努めなければならない。 2 市民は、市民参画、協働その他の権利の行使に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。 3 市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。	(情報の共有) 第6条 市は、市民の知る権利を保障しなければならない。 (市民の役割と責任) 第4条 市民は、前条の基本理念にのっとり、自らできることは何かを考え行動するという自らの果たすべき役割と責任を自覚し、市民参画に努めなければならない。 2 市民は、前項の規定に掲げる市民参画を行おうとする場合には、新発田市全体の利益を考慮することを基本として、お互いに情報を交換し、支え合い、連携するよう努めなければならない。 3 市民は、前2項の規定を遵守するとともに、その精神を次世代に引き継いでいくよう努めなければならない。	(参加する権利) 第7条 市民は、だれでも自由に、お互いに平等な立場で、まちづくりに参加する権利を有する。 2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない。 (情報共有の原則) 第9条 (略) 2 市民は、まちづくりに参加するために必要な市の保有する情報について、その提供を受け、又は自ら取得する権利を有する。 (市民の役割) 第11条 市民は、自らの責務と地域社会の期待を自覚し、まちづくりに積極的に参加するよう努めるものとする。 2 市民の一員である事業者は、まちづくりにおける社会参加活動に理解を深め、その活動の発展と促進に協力するよう努めるものとする。	(市民の権利) 第6条 市民は、自治の主体であり、市の政策立案、実施及び評価（以下「政策立案等」という。）の過程に参加する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する。 2 市民は、各々の人権が尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。 (市民の責務) 第7条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。 2 市民は、市の政策立案等の過程に参加するに当たっては、自らの行動及び発言に責任を持たなければならない。 3 市民は、自らの活動が自治を育てるということを認識し、互いに認め合いながら協働で自治の推進に努めなければならない。
<b>第2節 地域コミュニティ</b>					
(地域コミュニティの役割) 第7条  (地域コミュニティ活動の推進) 第8条	(地域住民及び地域コミュニティの役割) 第26条 地域住民（一定の区域内に住所を有する者、その区域内で働き、又は学ぶ者並びにその区域内において事業活動その他の活動を行う者及び団体をいいます。）は、自らが地域の自治の担い手であることを認識してこれを守り育てるよう努めるものとする。 2 地域住民は、地域コミュニティ（地域における多様なつながりを基礎とした団体及び集団をいいます。以下同じです。）が地域課題の解決又は地域住民の相互の連携を図る活動を行う場合は、自らその活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。 3 地域コミュニティは、自らの行動に責任を持って自主的かつ自立的な活動を行うものとする。	(コミュニティ) 第35条 市民は、コミュニティ（多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体をいう。以下同じ。）への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。 2 市議会及び市長等は、自発的なコミュニティの形成及び自立的なコミュニティ活動を尊重するよう努めなければならない。	(コミュニティの役割) 第12条 コミュニティは、地域社会の担い手として主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。	(コミュニティ) 第8条 市民は、互いに助け合い自主的、主体的に自ら自治の推進に取り組むことを目的として形成された団体（以下「コミュニティ」という。）が、自治の担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。 2 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。	

	<p>(市の役割)</p> <p>第 27 条 市は、地域コミュニティの公益的役割を認識してその活動を尊重しなければなりません。</p> <p>2 市は、地域コミュニティが協働により地域における新たな公益的役割を担う活動を行う場合は、公共性、公平性及び必要性を総合的に判断してその活動に対して支援を行うものとし、この場合において、市の支援は、地域コミュニティの自主性及び自立性を損なうものであってはなりません。</p>				
(自治会) 第 9 条	<p>【日吉津村自治基本条例（鳥取県）】</p> <p>(自治会)</p> <p>第 31 条 自治会は、集落の自治組織として、地域の様々な課題解決に対し総合的な役割を担い、地域の運営や住民の親睦、自治会公民館の管理及び活用などを行なうものとし、</p>				
(まちづくり協議会) 第 10 条	<p>【薩摩川内市自治基本条例（鹿児島県）】</p> <p>(地区コミュニティ協議会)</p> <p>第 22 条 市民は、コミュニティ活動を実現するため、各地区のあらゆる分野の団体から構成される地区コミュニティ協議会を組織し、運営することができる。</p> <p>2 地区コミュニティ協議会は、市民に開かれたものとし、自治会その他組織と連携しながら協力してまちづくりを行うものとする。</p>				
<b>第 3 節 市民活動団体</b>					
(市民活動団体の役割) 第 11 条	<p>【山口市協働のまちづくり条例（山口県）】</p> <p>(市民活動団体の役割)</p> <p>第 14 条 市民活動を組織的かつ継続的に行う団体(以下「市民活動団体」という。)は、市民活動の持つ社会的意義を自覚するとともに、自らの持つ知識、専門性等を生かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民活動団体は、積極的に情報提供を行い、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が市民に理解されるよう努めるものとする。</p> <p>3 市民活動団体は、様々なまちづくりの主体と交流及び連携し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p>				
(市民活動の推進) 第 12 条	<p>(市民活動の推進)</p> <p>第 15 条 市民は、市民活動への理解を深め、その活動に自発的かつ自主的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。</p>				
<b>第 4 節 事業者等</b>					
(事業者等の役割) 第 13 条	<p>(法人等の社会的責任)</p> <p>第 7 条 市内で事業活動を行う法人その他の団体は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、及び地域社会との調和を図ることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとし、</p>				
<b>第 5 節 市議会</b>					
(市議会の役割) 第 14 条	<p>(議会の役割及び責務)</p> <p>第 8 条 議会は、本市の意思を決定する機関としての責任を自覚するとともに、執行機関を監視する機関としてその役割を果たし、並びに市勢の進展及び市民自治の推進に努めるものとし、</p> <p>2 議会は、市民の意思を的確に把握して政策の形成に反映させなければなりません。</p>	<p>(市議会の責務)</p> <p>第 8 条 市議会は、市民の代表として、全市民的な視点及び市を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。</p> <p>(1) 市の意思決定機能</p> <p>(2) 市政運営の監視機能</p> <p>(3) 政策立案機能</p> <p>(4) 立法機能</p>		<p>(議会の責務)</p> <p>第 14 条 議会は、市の意思決定機関として、市民の意思が市政の運営に適切に反映されるよう活動しなければならない。</p> <p>2 議会は、市政が市民の意思を反映し、適切に運営されているか調査及び監視するとともに、その結果を市民に明らかにしなければならない。</p> <p>3 議会は、議員が議会活動を活発に行えるように、その組織を機能的なものにしておかなければならない。</p>	<p>(市議会の責務)</p> <p>第 9 条 市議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される市の意思決定機関として、この条例を遵守し、市民の意思が市政の経営に適切に反映されるよう活動するとともに、市政を調査し、監視する機能を果たさなければならない。</p> <p>2 市議会は、原則、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営に努めるものとする。</p>

	<p>3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、市民、専門家等の知見をいかすよう努めなければなりません。</p> <p>(市民に開かれた議会)</p> <p>第9条 議会は、議会活動について市民に対する説明責任を果たすため、特別な理由のない限り、会議を公開し、議会の保有する情報の共有化を図る等開かれた議会運営を行わなければなりません。</p>	<p>2 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。</p> <p>(1) 市議会の審議その他の活動の透明性を確保すること。</p> <p>(2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。</p> <p>(3) 広く市民の意見を聴き、その意見を市議会の運営及び前項各号に掲げる機能の発揮に適切に反映させること。</p> <p>3 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び第4条に定める自治の基本原則(以下「自治の基本原則」という。)にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。</p>		<p>4 議会は、その活動を行うに当たり、市民に開かれたものに行わなければならない。</p>	<p>3 市議会は、議案の提出等その権限を行使することにより、自治の発展及び市民の福祉の向上に努めるものとする。</p>
	<p>(議員の役割及び責務)</p> <p>第10条 議会の議員(以下「議員」といいます。)は、市民の負託に応え、議会が第8条に規定する役割及び責務を果たすため、自らの役割を深く自覚し、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 議員は、市民の多様な意見及び要望を集約し、総合的な見地で市政に反映させることを行動の指針としなければなりません。</p> <p>3 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、調査、研究等の活動を通じ、不断の研鑽に努めなければなりません。</p> <p>4 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めなければなりません。</p>	<p>(市議会議員の責務)</p> <p>第9条 市議会議員は、市民の代表として、自己の研さんに努めるとともに、普遍的な利益のために活動しなければならない。</p> <p>2 市議会議員は、高い倫理観の下、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。</p> <p>3 市議会議員は、次に掲げる事項について、市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保しなければならない。</p> <p>(1) 自らの議会活動</p> <p>(2) 市政運営に関する自らの考え</p>			
<b>第6節 市及び市の職員</b>					
<p>(市の役割)</p> <p>第15条</p>	<p>(市長の役割及び責務等)</p> <p>第11条 市長は、市民の負託に応え、市民福祉の増進を図るため、市民自治を推進するとともに、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。</p> <p>2 市長は、地域の資源を最大限に活用して、必要な財源の確保を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる市政を運営しなければなりません。</p> <p>3 市長等は、その権限に属する事務を自らの判断及び責任において公正かつ誠実に執行するとともに、相互の連携を図ることにより一体として行政機能を発揮しなければなりません。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第11条 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。</p> <p>2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。</p> <p>3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び市議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。</p>	<p>(市の役割と責任)</p> <p>第5条 市は、第3条の基本理念にのっとり、市民の市政への参画の機会を保障し、推進するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市は、市民が市民参画の意義について理解を深め、さらに、市民主体のまちづくりができるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市民がまちづくりに関する情報を交換し、又はまちづくりの課題について学習を行う場合において、市民からの申出があるときは、必要な支援を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(市の役割)</p> <p>第13条 市は、まちづくりに関する活動及びその意思決定の過程において、市民が広く参加できる機会の確保に努めなければならない。</p> <p>(市長の責務)</p> <p>第15条 市長は、市の代表者として市の事務を管理し、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。</p> <p>2 市長は、まちづくりの基本理念に基づき、市民とともに自主・自立のまちづくりの推進に努め、市民の負託に応(こた)えなければならない。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第10条 市長は、市民の信託に応え、市政の代表者として、この条例を遵守するとともに、誠実かつ公正に市政の経営に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、第4条に規定する自治の基本理念に基づき、市民とともに自主・自立の自治の推進に努めなければならない。</p> <p>3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、その能力向上を図り、効率的な事務の執行を行わなければならない。</p>

	<p>4 市長等は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより市民満足度の向上に努めなければなりません。</p>	<p>(市長以外の執行機関の責務) 第 13 条 市長以外の執行機関は、広く市民の意見を聴くとともに、前条に規定する権限に属する事務を公正かつ誠実に管理し、執行しなければならない。 2 市長以外の執行機関は、その権限に基づく事務に係る基本的な事項について、市民及び市議会への説明責任を果たさなければならない。</p>	<p>4 市は、職員の資質向上に努めるとともに、職員は、市民とともにまちづくりを担うことを自覚し、業務を遂行しなければならない。</p>	<p>3 市長は、市の職員を適切に指揮監督するとともに、その能力向上を図り、効率的な事務の執行を行わなければならない。 (執行機関の責務) 第 16 条 執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。 2 執行機関の組織は、市民に分かりやすく簡素で機能的なものとしておかなければならない。 3 職員は、常に研鑽(さん)に努めるとともに、市民の一員である立場からも自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。</p>	
<p>(市の職員の役割) 第 16 条</p>	<p>(職員の責務) 第 12 条 市長等の補助機関である職員及び議会の事務局の職員(以下これらを「職員」といいます。)は、公正かつ誠実に職務を遂行し、及び市民とともに市民自治を推進しなければなりません。 2 職員は、法律、法律に基づく命令(告示を含む。)及び条例等(以下「法令等」といいます。)を遵守するとともに、違法又は不当な事実がある場合は、これを放置し、又は隠すことなく適正に対応しなければなりません。 3 職員は、職務に関し不断の研鑽に努めるとともに、施策及び事業の実施に当たっては、最大の効果を上げることができるよう創意をもって職務の遂行に当たらなければならない。</p>	<p>(市の職員の責務) 第 14 条 市の職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければならない。 2 市の職員は、職務の遂行に必要な能力の開発及び自己啓発に努めなければならない。</p>			<p>(市職員の責務) 第 11 条 市職員は、市民全体の奉仕者として、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければならない。 2 市職員は、常に職務の遂行に必要な能力向上及び自己啓発に努めるとともに、地域の一員であることを自覚し、市民との協働の原則に基づき、職務を遂行しなければならない。</p>